

東村山市教育委員会 殿

学校名 東村山市立富士見小学校

校長名 戸崎 晃

令和7年度 特別支援教室の教育課程について(届)

このことについて、東村山市立学校の管理運営に関する規則 第16条により、学校教育法施行規則 第140条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 児童の自立を目指し、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う。
- (2) 在籍学級との連携により、個々の児童の実態に即した各教科の内容を取り扱う自立活動を行い、学習上における困難の改善や課題の克服を目指し、学習意欲や自己評価を高める。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 保護者、在籍学級担任、巡回指導教員の連携を図り、児童の発達段階や障害の特性等を的確に把握して学校生活支援シートと個別指導計画を作成するとともに指導目標と内容を共有して指導に当たる。
- (2) 在籍学級での集団参加や他者とのかかわり、学習の理解の程度等を適宜把握し、よりよい指導方法や個別の支援について常に改善を図る。

3 指導の重点

- (1) 【心理的な安定】自己表現力を高め、自尊感情の回復及び自己理解を促進させることにより情緒の安定を図る。
- (2) 【人間関係の形成】基本的な生活習慣の形成や社会的技能の取得を目指し、児童の実態を見極めながら、必要とされるソーシャル・スキル・トレーニングを効果的に行う。
- (3) 【環境の把握】日常生活に必要な基本動作の習得、感覚統合、認知機能や運動機能の向上に努め、自己調整力を養う。
- (4) 【コミュニケーション】周囲の状況把握や他者理解、適切な意思疎通の方法や語彙の習得等、総合的なコミュニケーション能力を高める。

4 その他の配慮事項

- (1) 学校生活支援シート及び個別指導計画の指導目標・内容・手だてを定期的に検討し、指導の改善と充実を図る。
- (2) 児童の発達段階と在籍校への適応状況、自己理解の程度等を考慮し、指導形態や指導時間を決定するとともに個別指導と小集団指導を組み合わせた効果的な指導を行う。
- (3) 必要に応じて、保護者の理解を得て児童の主治医と連絡を取り合い、医療・教育の両面から児童や保護者を支援する体制を確立する。
- (4) 1単位時間(45分間)を基本とし、児童の実態や指導の効果等を考慮し、必要に応じて2単位時間(90分間)を30分間×3コマの等、学習時間を工夫する。